

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年水戸市条例第45号。以下「条例」という。）第20条の2第1号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年7月18日

水戸市長 高橋 靖

1 対象者の氏名及び住所

氏名 水野 時榮

住所 茨城県東茨城郡茨城町大字長岡

2 公表の原因となった事実

対象者は、水戸市長から土地の埋立て等の許可を受けていないにもかかわらず、茨城県水戸市見川町四丁目430番1，同431番1及び同432番1の土地において、土地の埋立て等を行った。

このことは、条例第7条第1項の規定に違反するため、令和7年2月26日に、対象者に対し、条例第19条第1項の規定に基づき、土地の埋立て等に用いた土砂等の全量を除去するよう命じたが、期日までに履行されなかった。